

山形県漁業監視調査船「月峯」代船建造設計業務委託に係る企画提案募集要領

1 目的

資源管理型漁業や栽培漁業の推進、漁業生産基盤の整備等、本県漁業振興のための主要施策を実効性のあるものとするためには、漁業関係法令の遵守、漁業秩序の維持が必要条件であり、漁業監視・取締りはこれを担保する不可欠な業務である。

しかし、この業務を担う現漁業監視調査船「月峯」は平成14年に竣工し、22年が経過した老朽船であり、船体・機関・搭載機器とも機能低下が著しい。

このため、今後20年を見据え、十分な機能を有する代船を建造する。

2 業務概要

(1) 業務名

山形県漁業監視調査船「月峯」代船建造設計業務

(2) 業務の内容

別添、委託仕様書（企画提案用）のとおり

(3) 委託期間

契約の日から令和8年1月31日まで

(3) 提案限度額

9,970千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 契約相手方の選定

本業務は、公募により企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を契約予定者とする。

4 応募に関する事項

本プロポーザルに応募できる事業者は、以下の項目のすべての要件を満たす事業者とする。

(1) 応募資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 申請日において、山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、滞納がないものと見做す。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

⑥ 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していること。

⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生及び再生手続きをしていないこと。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他の不正な行為があったときは失格とする。

① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。

② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が募集要領等で示した要件に適合しないとき。

④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤ 提案内容が提案限度額を上回るとき。

5 提出書類及び提出方法等

（1）提出書類及び提出部数

① 参加申込書（様式第1号）：1部

② 事業者概要書（様式第2号）：1部

<添付書類>

ア 事業者概要がわかるパンフレット等 1部（持参又は郵送の場合は6部）

イ 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書 各1部

ウ 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）各1部

ただし、山形県財務規則（昭和39年県規則第9号）第125条第5項に定める競

争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登録されている者は、提出する必要はない。

（ア） 山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到達していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）

（イ） 消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）

（ウ） 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し

※イ及びウに定める各種証明書等は複写したもので差し支えない。

- ③ 企画提案書（様式第3号） 1部（持参又は郵送の場合は6部）
 - ・必要事項が記載されていれば、必ずしも様式第3号を使用する必要はない。
 - ・わかりやすい資料とするため任意で資料を追加することができる。
- ④ 経費見積書（様式第4号） 1部（持参又は郵送の場合は6部）

（2）提出期限

- ① 参加申込書（様式第1号）、会社概要書（様式第2号）及び添付書類
令和7年7月7日（月）午後5時（必着）
- ② 企画提案書（様式第3号）、経費見積書（様式第4号）
令和7年7月14日（月）午後5時（必着）

（3）提出先

後述「11 担当部局」へ提出すること。

（4）提出方法

持参、郵送又は電子メール（PDF形式）によるものとする。

- ・郵送は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時までに提出先へ持参すること。（正午から午後1時までの間を除く。）
- ・電子メールで提出する場合は、PDF形式で送付すること。

（5）その他

- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・応募者は参加申込書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- ・企画提案の内容は、契約候補者を選定するためのものであり、当該企画提案の内容どおりに実施するものではなく、山形県との協議によって実施内容を決定する。

6 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

（1）提出書類

企画提案書の作成に係る質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書」（様式第5号）により行うものとする。

（2）提出方法

質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「山形県漁業監視調査船「月峯」代船建造設計業務への問い合わせ」として、「11 担当部局」あて送信すること。

（3）受付期間

令和7年7月7日（月）午後5時までとする。

（4）回答

質問書への回答は、すべての参加申込者に対し、電子メールにより行う。ただし、応募者の独自企画に関わること等については、当該質問をした者のみへ回答する。

7 審査方法、評価基準及び選定方法

（1）県は、「山形県漁業監視調査船「月峯」代船建造設計業務委託に係る公募型プロポーザル方式の企画提案審査会設置要領」において審査員を定め、原則として企画提案書による書類審査を行う。なお、審査日前日までに、企画提案の内容について応募者へ電子メール等で問い合わせる場合がある。

（2）評価は、「山形県漁業監視調査船「月峯」代船建造設計業務委託に係る公募型プロポーザル方式の企画提案審査要領」により行う。

なお、経費の積算について、明らかに不適切と認められるときは、当該応募者は選定の対象としない場合がある。

（3）選定は、審査員の各評価点の合計が最高点の者（以下「最優秀提案者」という。）及び次点の者（以下、「次点者」という。）とし、最優秀提案者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

また、審査の結果はすべての応募者に対して書面により通知する。ただし、点数等の詳細は非公表とする。

（4）審査員の採点の合計が評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない応募者は選定の対象としない。

（5）応募者が1者のみであった場合にも、審査員の採点の合計が評価基準点の合計値の6割以上であり、提案の内容が契約の目的を十分に達成可能であると判断できるときは、当該者を最優秀提案者に選定できるものとする。

8 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|--------------|
| （1）参加申込書・質問書の提出期限 | 令和7年7月7日（月） |
| （2）企画提案書の提出期限 | 令和7年7月14日（月） |
| （3）企画提案書の審査 | 令和7年7月中～下旬 |
| （4）契約締結 | 令和7年7月下旬 |

9 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 選定された提案等については、選定後に県と詳細を協議すること。その際、内容、金額について変化が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画書の再提出、差換えは認めない。
- (5) 募集及び契約については、発注者の都合により中止する場合がある。
- (6) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 担当部局」に申し出ること。
- (7) 提案書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (8) 応募者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

11 担当部局

山形県農林水産部水産振興課 水産行政担当

住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（山形県庁9階）

電 話：023-630-3299

F A X：023-630-3257

メール：ysuisan#pref.yamagata.jp

※上記「#」を「@」に変更して送信してください。